

ICキャッシュカード特約

第1条 ICキャッシュカード特約の適用範囲等

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカード機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の機能（以下、これらの機能を総称して「ICチップ機能」といいます。）を利用することができるカードをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、キャッシュカード規定の一部を構成するものであり、同規定と一体として取扱われるものとします。なお、この特約に定めのない事項についてはキャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるものの他はキャッシュカード規定において定義されるものが適用されるものとします。

第2条 提供するICチップ機能

- (1) ICキャッシュカード機能
全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとして、キャッシュカード規定に定める機能が利用できます。
- (2) オンラインデビット機能
全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとして、デビットカード取扱規定に定める機能が利用できます。
- (3) 生体認証機能
当行所定の手続きにより、事前にICキャッシュカード上のICチップ内に指静脈情報を登録することにより、指静脈パターンの照合による本人の確認を行います。（以下、この機能を「生体認証機能」といい、生体認証規定により取扱います。）なお、生体認証機能により本人の確認を行った場合でも、キャッシュカード規定第11条による暗証の入力が必要です。
- (4) その他
その他当行所定の機能が利用できます。

第3条 ICチップ機能の利用範囲

- (1) ICチップ機能のうちICキャッシュカード機能については、この機能が利用できる自動機、ATMまたは端末機（以下、これらを総称して「ICカード対応ATM等」といいます。）を利用する場合に提供されます。ただし、キャッシュカード規定第1条に定める入金提携先、支払提携先、カード振込提携先、加盟店等に設置されたICカード対応ATM等での利用範囲は各提携先の定めにより取扱います。
- (2) ICチップ機能のうち生体認証機能については、この機能が利用できるICカード対応ATM等（以下、これらを総称して「生体認証機能付ICカード対応ATM等」といいます。）を利用する場合に提供されます。ただし、キャッシュカード規定第1条に定める入金提携先、支払提携先、カード振込提携先、加盟店等に設置された生体認証機能付ICカード対応ATM等での利用範囲は各提携先の定めにより取扱います。
- (3) 当行およびキャッシュカード規定第1条に定める入金提携先、支払提携先、振込提携先が設置する自動機または加盟店等が設置する端末機においてICチップ機能が利用できない場合には、ICチップ機能によらず磁気ストライプによる取引が可能です。ただし、自動機または端末機の機種により磁気ストライプによる取引ができない場合がございます。
- (4) ICチップ機能によらず磁気ストライプによりICキャッシュカードを利用する場合は、この特約によらずキャッシュカード規定により取扱います。

第4条 ICキャッシュカード発行手数料等

ICキャッシュカードを利用される場合は、当行所定の発行手数料をいただきます。

第5条 ICキャッシュカードの1日あたりの支払限度額

当行は、当行および支払提携先、振込提携先、加盟店等での預金の払戻し、振込、デビットカードの利用について、

生体認証機能とICキャッシュカード機能の双方を利用した場合、ICキャッシュカード機能だけを利用した場合、磁気ストライプを利用した場合に分けて、それぞれの1日あたりの支払限度額を管理します。なお、これらの支払限度額は、事前に当行所定の方法による届出を受けることにより当行の定める金額の範囲内で設定するものとします。

第6条 ICカード対応ATM等の故障時の取扱い

ICカード対応ATM等の故障時には、ICチップ機能は利用できません。

第7条 ICチップ読取不能時の取扱い

ICチップの故障等によって、ICカード対応ATM等でICチップの読取りができない場合には、ICチップ機能は利用できません。この場合、当行所定の手続きに従って、すみやかに当行にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。なお、ICチップ機能が利用できないことにより損害が生じた場合、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

第8条 特約の変更

(1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示または当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2021年5月1日現在